

The background of the page is decorated with various colorful geometric shapes, including circles and stripes. The colors used are yellow, orange, pink, light blue, teal, and green. Some shapes have patterns like stripes or polka dots. The shapes are scattered across the page, with some overlapping.

第 5 章

基本方向に基づく施策の展開

● 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実

- 「池田市人権基本方針」等に基づく人権教育を推進するとともに、「人権」についての市民の理解を深めるための啓発、子どもの声を聴くための機会の創出を行うなど、子どもの人権が尊重される環境の整備・充実を推進します。

● 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実

- 障がいがあるなど発達面において支援が必要な子どもが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいを持って自立した生活を送ることができるように、保健、福祉、医療、教育、労働等の各分野が連携しつつ、支援体制の充実を図ります。
- 支援が必要な子どもやその家庭、ヤングケアラー等の早期発見を行うとともに、関係機関とも連携しながら相談援助体制の充実を推進します。

● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- 子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、成長の機会を保障するとともに、就労の支援に取り組めます。
- こどもの貧困は家庭の経済的困窮のほか、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、経済的な支援や相談機能の充実による生活面での課題解決に取り組めます。

● 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

- 子ども・若者にとって、安全・安心に過ごせる地域環境の整備・充実に向け、警察、関係機関、地域と連携した防犯活動を推進するとともに、地震や風水害などに対する防災対策を推進します。
- 生きづらさを感じている子ども・若者の相談支援体制の整備および支援する人材の養成に努めます。
- 遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、社会見学や出前講座、イベントの充実に取り組めます。

● 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実

- 子ども・若者の健やかな成育を図る環境の整備に取り組むとともに、妊娠期からの切れ目のない支援として、妊娠期・出産期の相談支援体制の充実を図ります。
- 乳幼児期から正しい食習慣を身につけることをめざし、成長段階に応じた食育の取り組みを推進します。

● こどもまんなかまちづくり

- 子育て家庭が安心して生活できるよう、快適で安全な住環境づくりに努めるとともに、道路や歩道等のバリアフリー化に加え、子どもや子ども連れの方に配慮した公共施設の整備促進など、ユニバーサルデザイン^{※38}の視点に立ち、子ども・子育てにやさしいまちづくりを推進します。

● DXの推進

- 子ども・子育てに係る各種申請・予約等のオンライン化を進め、保護者の負担軽減及び利便性の向上に努めます。
- 国のGIGAスクール構想^{※39}に基づき、児童生徒一人につき一台配布されているタブレット端末を効果的に活用し、子どもたちが主体的に学習に取り組み、学びを深める授業づくりを推進します。

1-1 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実

(1) 人権教育の推進

① 人権教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-1-01	池田市人権教育基本方針	○ 「池田市人権基本方針」及び「池田市人権教育推進プラン」を踏まえて、学校園の人権教育推進を支援します。	学校教育推進課
1-1-02	学校人権教育推進活動事業	○ 人権教育研修会の実施による教職員の人権意識の向上と、人権教育資料・教材の充実を図ります。 ○ 外部団体と連携し、人権教育に関する実践を共有・発信します。	学校教育推進課
1-1-03	人権ポスター展・人権カレンダー・人権作文集	○ 児童・生徒の作品による人権ポスター展の開催や、人権カレンダー・人権作文集の製作を通して、児童・生徒及び教職員の人権感覚の育成等人権教育に努めます。	人権・文化国際課 学校教育推進課
1-1-04	人権擁護啓発事業	○ 市民一人ひとりが「人権」を自分自身の問題として捉え、人権意識を高める市民の輪を広げるため、人権啓発を推進します。	人権・文化国際課
1-1-05	人権の花事業	○ 花の栽培を通して、生命の大切さや優しさと思いやりの心を体得することをめざします。	人権・文化国際課

※38 ユニバーサルデザインとは、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべての方が人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード及びソフトの両面から継続して整備、改善していくという理念に基づいたデザインのこと。

※39 GIGAスクール構想とは、令和元(2019)年文部科学省が提唱、一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、構成に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する取り組みのこと。

② 子どもの権利に関する意識啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-1-06	こどもまんなかアクションの取り組み	○ こどもまんなか応援サポーターとして、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを推進し、その周知に努めます。	子ども・若者政策課
1-1-07	子ども・子育て会議の運営（「子ども条例」の普及・啓発）	○ 「子ども・子育て会議」において子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種子育て支援施策を総合的に推進します。 ○ 「子ども条例」の趣旨の理解促進を図ります。	子ども・若者政策課
重点 1-1-08	人権リーダー養成講座	○ 地域や各団体における人権リーダーの育成をめざし、人権リーダー養成講座を通じて、子どもの権利に関する意識啓発を推進します。	人権・文化国際課

③ 相談事業等の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-1-09	人権等相談事業	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
1-1-10	女性のための相談	○ 女性のあらゆる悩みに対し相談に応じ、適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
1-1-11	DV※40相談	○ 配偶者等から暴力を受けた被害者の相談に応じます。 ○ 各種情報提供などを行います。	人権・文化国際課
1-1-12	ドメスティック・バイオレンス対策事業	○ 緊急一時保護や緊急避難支援を行います。	人権・文化国際課
1-1-13	人権擁護委員※41	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課

(2) 子ども・若者が参画できるまちづくりの推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-1-14	少年の主張の開催	○ 「少年の主張」発表大会を継続して実施します。 ○ 多様な子どもたちの参加を促すため、「少年の主張」のデジタル化を検討します。 ○ 青少年の言葉を社会に届ける取り組みを進めます。	地域教育課
1-1-15	二十歳の集い開催事業	○ 二十歳を迎えたことを祝う式典を自分たちの手で創り上げる機会として、実行委員会形式での「二十歳の集い」の取り組みを進めます。 ○ 取り組みを通して、青少年の自己実現や社会参画の意識を高める機会の提供に努めます。	地域教育課
1-1-16	市長と若者の対談	○ 二十歳になった若者と市長との対談を充実させていくことを通して、「こどもまんなか社会」の実現を見据えた本市の施策についての青少年の考えや意見表明の機会の充実にも努めます。	地域教育課
1-1-17	広報誌等発行	○ 子どもたちにも親しみを持ってもらえる広報誌作成に努めます。	広報広聴課

※40 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者、恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力のこと。

※41 人権擁護委員とは、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合の救済のための処置を採り、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする、市町村の各区域ごとに法務大臣が委嘱する委員のこと。

1-2 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実

(1) 障がいのある子ども・若者の自立と社会参加

① 障がいのある児童・生徒等の教育支援体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-01	特別支援教育※42推進（巡回指導及び就学相談）	○ 特別支援教育対象幼児・児童・生徒の適正な就学（園）を期して教育相談活動を実施します。 ○ 専門家の研修や助言により、教員の特別支援教育に関しての知識を深めていきます。	教育政策課
1-2-02	特別支援教育の体制の充実	○ 児童・生徒の障がいの状況に応じた学級編成を行います。 ○ 特別支援教育の充実・支援のために教材・教具等の配備、教室環境の整備を行います。	教育政策課
1-2-03	支援教育支援員の配置	○ 支援学級や要配慮児の在籍する幼稚園に状況に応じて支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。 ○ 支援教育支援員対象の研修を実施します。	教育政策課
1-2-04	通級による指導の充実	○ 要配慮幼児及び通常の学級に在籍している「支援の必要」のある児童生徒に対して、コミュニケーション上の課題改善のための指導を行います。 ○ 情報共有を密にし、就学前から義務教育終了までのつながりのある教育を実現します。	教育政策課

② 保育体制・療育の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-05	公私立保育所等での特別支援保育の充実	○ 健常児との集団生活を通して、生活の場を広げ、成長発達を援助します。 ○ 研修等を通して障がい児に対する理解と認識を深めます。	幼児保育課
1-2-06	巡回相談の充実	○ 私立保育所、幼稚園等の巡回相談を行います。 ○ 就学前から就学児の所属する集団の場における相談・指導の充実に努めます。	発達支援課
1-2-07	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業	○ 障がいを持つ児童とその保護者に対して、障がい特性に応じた専門的な療育※43の提供を行います。 ○ 受け入れ体制を整え、重症心身障がい児の療育の実施をめざします。 ○ 相談支援事業を開始し、長期的な視野を持って支援します。 ○ やまばと学園の移転を踏まえ、必要な専門職の人材を整えます。	児童発達支援センター やまばと学園
1-2-08	在宅障がい児への療育の充実	○ 在宅児童の障がいの状況等に応じ、適切な療育の提供を行います。 ○ 専門職の人材を拡充します。	児童発達支援センター やまばと学園
1-2-09	専門職員による在園児への療育指導	○ 理学療法士・作業療法士・看護師・言語聴覚士・保育士・心理相談員等がチームを組み、児童と保護者に質の高い療育の提供を行います。	児童発達支援センター やまばと学園

※42 特別支援教育とは、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握した適切な指導及び必要な支援を行うこと。これまでの特殊教育の対象となる障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がいも含む。

※43 療育とは、心身に障がいのある児童が社会的に自立できるように、医療と保育・教育をバランスを保ちながら並行してすすめること。

③ 療育相談体制の充実・関係機関との連携の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-2-10	児童発達支援センターにおける相談支援事業	○ 地域の発達支援に関する入口として、障がい児相談支援を実施し、必要に応じて関係機関と適切に連携しながら総合的な家族支援を行います。	発達支援課
1-2-11	発達支援システム推進事業	○ 発達支援に関する関係機関との連携体制を構築します。	発達支援課
1-2-12	わかばクラブ	○ 公私立保育所、私立幼稚園に通う主に年長児を対象に、小集団でのプログラム活動を通じた発達支援を行います。	発達支援課
1-2-13	発達相談	○ 18歳未満の子どもの発達や障がいに関する相談を行います。保護者のニーズに応じた相談支援、情報提供に努めます。	発達支援課
1-2-14	やまばと学園・古江保育所の一体的整備	○ やまばと学園・古江保育所について、できる限り速やかに新築移転できるように努めます。	発達支援課 幼児保育課
1-2-15	ひまわり親子教室	○ 概ね2歳以降の子どもを対象に、親子での遊びと発達相談の場を提供し、療育の見極めや発達支援を行います。(保健師より紹介)	児童発達支援センター やまばと学園
1-2-16	保育所、幼稚園等の所属集団、発達支援課、やまばと学園等との連携	○ 1歳6か月児健診や3歳6か月児健診、約束クリニック等の結果を、保護者の了承を得て情報提供します。	子ども未来課
1-2-17	池田市要保護児童対策地域協議会※44障がい児関係部会実務者会議	○ 定期的な情報交換、要保護児童等の実態把握、支援事例の総合的な把握を行います。 ○ 必要に応じて小会議やケース検討会議を行い、各機関が役割分担しながら、一体的な支援を図ります。	発達支援課 子ども未来課
1-2-18	池田市地域自立支援協議会	○ 関係機関が連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。 ○ 医療的ケア児者支援のための関係機関の協議の場を協議会に置き、保健、医療、教育等の関係機関の連携を図ります。	障がい福祉課
1-2-19	障がい者地域支援センター運営事業	○ 障がい者（児）が身近な地域で相談等が受けられるよう、事業者等の参入を促進し相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
1-2-20	聴覚障がい者等支援事業	○ 聴覚・言語障がい者（児）が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。 ○ 意思疎通支援に関わる人材の育成・確保に努めます。	障がい福祉課
1-2-21	障がい者相談員設置事業	○ 障がいを持つ当事者の相談員を設置し、アドバイス等を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ります。	障がい福祉課

※44 要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法に規定されている子どもを守る地域ネットワークで、支援対象児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関。

④ 手当等の支給・在宅福祉サービスの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-22	障がい児通所支援事業	○ 制度の周知や事業所情報等を市民に分かりやすく提供しながら適切なサービス給付を行います。 ○ 福祉と教育の連携推進や事業所の質の向上に努めます。	発達支援課
1-2-23	特別児童扶養手当	○ 20歳未満で、中程度の障がいがある児童を監護している父母、又は父母に代わって養育している方に特別児童扶養手当を支給します。(市では、申請の受付事務のみ)	発達支援課
1-2-24	障がい児福祉手当・特別障がい者手当	○ 最重度障がい者(児)の経済的負担の軽減を図ります。	発達支援課 障がい福祉課
1-2-25	重度障がい者住宅改造助成事業	○ 住宅改造費を助成し、障がい者(児)の住み良さと生活利便性の向上を図ります。	障がい福祉課
1-2-26	障がい者補装具・日常生活用具給付事業	○ 障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、補装具・日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
1-2-27	障がい者歯科診療事業	○ 心身障がい者(児)が歯科診療の受診しやすい健診体制の整備に努めます。	障がい福祉課
1-2-28	自立支援医療費給付事業	○ 身体障がい者(児)に対し、障がいを軽減したり、未然に防ぐための医療費を助成したりすることにより、その経済的負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
1-2-29	施設介護支援給付事業	○ 施設における障がい福祉介護サービス費を給付することにより、障がい者とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-30	難聴児補聴器購入等助成事業	○ 障害者総合支援法及び大阪府難聴児補聴器交付事業の支給対象とならない軽度難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-31	地域生活支援給付事業	○ 障がい者(児)の個々の状況に応じ、外出時等の移動支援、家族等の介護負担軽減のための一時見守り支援の給付、障がい児の通学の支援をすることにより、障がい者(児)とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-32	障がい者入浴サービス事業	○ 重度の障がい者に対し、訪問入浴サービスを実施することや、くすのき学園の施設内入浴設備を利用して入浴サービスを実施することにより、障がい者の清潔を保ち、家族等の介護負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
1-2-33	居宅介護支援給付事業	○ 居宅における障がい福祉介護等サービス費を給付することにより、障がい者とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
1-2-34	障がい者(児)機能訓練	○ 身体に障がいのある0歳から64歳の市民に対し、心身機能の維持回復を図るため理学療法士、作業療法士等による必要な訓練を行います。	障がい福祉課 休日急病診療所 児童発達支援センター やまばと学園
1-2-35	重度障がい者医療費助成	○ 重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者に対し医療費の一部を助成します。 ○ 障がい福祉課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。 ○ 先天性代謝異常症患者の在宅治療に対し治療食品の購入費の一部を助成します。	保険医療課

(2) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実

① 問題の早期発見・相談援助体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-36	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
重点 1-2-37	児童家庭相談事業	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。	子ども未来課
1-2-38	児童虐待発生予防事業	○ 関係機関と連携し、子どもとその家庭の状況把握及び早期支援を継続的にを行い、児童虐待の未然防止に取り組みます。 ○ オレンジリボン運動※45を中心とした啓発活動及び支援プログラムを実施します。	子ども未来課
1-2-39	池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	○ 保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体や関係者からなる要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期支援、再発防止に努めます。 ○ ネットワークでの情報共有や現状把握のため、実務者会議を定期的に行います。	子ども未来課
1-2-40	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のめもなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課
1-2-41	乳児家庭全戸訪問事業	○ 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。 ○ 訪問の連絡や希望のない家庭についても、育児状況などを全数把握し、妊娠からの切れ目ない支援となるように努めます。	子ども未来課

② 要支援家庭への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-42	養育支援訪問事業	○ 養育支援を特に必要とする妊娠から児童のいる家庭を対象に、保健師等による専門的相談支援を実施します。	子ども未来課
重点 1-2-43	母子保健地区担当保健師活動	○ 産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行います。 ○ 関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	子ども未来課
重点 1-2-44	妊娠・出産支援事業	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。	子ども未来課
1-2-45	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	○ 保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育・保護を行います。 ○ 利用施設の確保や適切な支援の実施に努めます。	子ども未来課

※45 オレンジリボン運動とは、子どもたちの笑顔を守るために、一人でも多くの方に児童虐待防止に関心を持ってもらう運動。オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められており、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表している。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-46	親子関係形成支援事業	○ 子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、親子間における適切な関係性の構築が図れるよう、子どもの関わり方等の知識や方法を身につけるための支援プログラムを実施します。	子ども未来課
1-2-47	子育て世帯訪問支援事業	○ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等のいる家庭を対象に、訪問支援員による家事・育児支援を実施します。 ○ 要保護児童対策地域協議会のネットワーク等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。	子ども未来課
1-2-48	児童育成支援拠点事業	○ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対し、市内の居場所となる既存施設を活用し、個々の状況に応じた支援の提供と虐待防止や児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業の構築・実施に向けて検討します。	子ども未来課

③ 経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-49	助産施設入所事業	○ 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に、助産施設（病院）への入所を措置します。	子育て支援課
1-2-50	小・中学校就学援助	○ 経済的に困難な状況にある児童生徒の保護者に対し、小・中学校の諸費用の一部を援助します。	学務課
1-2-51	福祉貸付事業	○ 生活困窮者に対して、生活つなぎ資金、高等学校の入学準備金の貸付を行います。	生活福祉課

(3) ヤングケアラーへの支援

① 問題の早期発見・相談援助体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-2-52	ひとり親家庭相談	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。	子育て支援課
重点 再掲 (1-2-37)	児童家庭相談事業	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。	子ども未来課
再掲 (1-2-38)	児童虐待発生予防事業	○ 関係機関と連携し、子どもとその家庭の状況把握及び早期支援を継続的に行之、児童虐待の未然防止に取り組みます。 ○ オレンジリボン運動を中心とした啓発活動及び支援プログラムを実施します。	子ども未来課
再掲 (1-2-39)	池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	○ 保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体や関係者からなる要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期支援、再発防止に努めます。 ○ ネットワークでの情報共有や現状把握のため、実務者会議を定期的に行います。	子ども未来課
1-2-53	ヤングケアラー専門相談窓口の設置	○ 当事者・家族・関係機関等からのヤングケアラー相談を受けるため、専門相談窓口を設置します。	子ども未来課
1-2-54	ヤングケアラー専門相談支援員の配置	○ ヤングケアラー専門相談支援員を配置し、把握したヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関等と連携した相談支援の体制構築を図ります。	子ども未来課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-2-55	ヤングケアラー意識啓発	○ ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、関係機関や専門職、支援者団体等を対象に、教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応等についての研修を実施します。	子ども未来課
1-2-56	進路指導・進路選択支援	○ 様々な課題を抱え、就学が困難な支援を要する生徒及びその保護者に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した学校とも連携した相談体制を構築し、積極的に進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課
1-2-57	教育相談	○ 子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談とハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談を行います。 ○ 必要に応じて、保護者了承のもと学校園や関係課・関係機関と連携した子どもへの支援に努めます。 ○ 子どもを適切に見立てる教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行います。	教育センター
重点 1-2-58	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター
重点 1-2-59	ヤングケアラーの把握調査	○ ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるために、学校等の関係機関を通じて、個人が把握できる方法により調査を実施します。	教育センター 子ども未来課
1-2-60	コミュニティソーシャルワーカー※46設置事業	○ 制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える要支援者に対して、関係機関と連携しながらサポートを継続して行います。 ○ 民生委員・児童委員※47や地区福祉委員※48の地域ネットワークとも連携して、要支援者を日ごろから地域で見守っていく体制を構築します。	高齢・福祉総務課
1-2-61	民生委員・児童委員	○ 地域での見守り、相談支援等の各種福祉活動について、情報共有や連携体制の構築等を行い、円滑に活動ができるよう支援します。	高齢・福祉総務課
重点 1-2-62	福祉生活相談窓口	○ 生活困窮者の抱える複合的な課題を、自立相談支援を行い、家計改善、住居確保給付、就労準備事業などを活用しながら、伴走型の支援を行います。	生活福祉課

② 要支援家庭への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-47)	子育て世帯訪問支援事業	○ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等のいる家庭を対象に、訪問支援員による家事・育児支援を実施します。 ○ 要保護児童対策地域協議会のネットワーク等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。	子ども未来課
1-2-63	障がい福祉サービスの給付	○ 支援を必要とする障がい者に対し、障がい福祉介護等サービス費を給付することにより、障がい者とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課

※46 コミュニティソーシャルワーカーとは、地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う福祉の専門職。

※47 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において相談援助をはじめとする必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことであり、地域の子どもの見守りや相談支援等を行う児童委員を兼ねている。

※48 地区福祉委員とは、互いに支え合い、誰もが安心して暮らせるまちをめざして、様々な地域福祉活動に取り組むボランティア。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-64	介護保険サービスの給付・地域包括支援センター※49による支援	○ ヤングケアラーを把握した場合は、関係機関と連携し、介護保険サービス等を活用した支援を行います。	介護保険課 地域支援課
1-2-65	医療費適正化等推進事業	○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、健康相談や健康状態が不明な高齢者宅への個別訪問等を行います。	保険医療課

(4) 外国につながる子ども・若者と家族への支援

① 外国につながる子ども・若者と家庭への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-66	フルーツバスケット	○ 外国人の親子同士の交流や情報交換の場を提供し、孤立感の軽減に努めます。	子育て支援課
1-2-67	在日外国人日本語指導支援事業	○ 日本語指導が必要な子どもの実態や学校園のニーズを踏まえ、個々の子どもが充実した学校園生活を送れるよう、支援の充実を図ります。	学校教育推進課
重点 1-2-68	外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり推進事業	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。	人権・文化国際課
1-2-69	外国人相談窓口	○ 外国人からの相談に多言語で対応します。	人権・文化国際課

② 国内外交流活動の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-2-70	青少年国際交流	○ 姉妹・友好都市と事業の継続について協議を進めます。	人権・文化国際課

1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困の解消に向けた対策計画

こどもの貧困について社会的な関心が高まる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、相対的に貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26(2014)年に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元(2019)年6月には同法が改正され、市町村にこどもの貧困対策を推進する計画の策定が努力義務化され、同年11月には新たな大綱が策定されました。

令和5(2023)年4月には、「こども基本法」に基づく「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6(2024)年6月には、法の名称に「貧困の解消」を盛り込んだ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改められ、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐ」、また、「妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程において切れ目なく支援が行われる」よう、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進することとされました。

本項は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく計画として位置づけ、国の大綱や大阪府の計画を踏まえ、今後もこれまでの子ども・子育て支援関連施策をベースに、こどもの

※49 地域包括支援センターとは、高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、設置されている拠点。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が中心となって、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う。

生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援の必要度の高い子どもに必要な支援が届くよう子どもの貧困の解消に向けた対策の取り組みを推進します。

■ こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な考え方

こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもが夢や希望を持ち、将来を担う人材育成策として取り組んでいく必要があります。

対策を進めるにあたっては、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、適切に支援につないでいくため、母子保健サービスや保育施設、学校における地域での子育て支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携し、切れ目なく必要な支援につなげていくことが求められています。

(1) 教育の支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-01	幼児教育・保育の無償化	○ 国の制度である幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設の保育料無償化及び認可外保育施設、新制度未移行園の利用料の給付を行います。	幼児保育課
再掲 (1-2-50)	小・中学校就学援助	○ 経済的に困難な状況にある児童生徒の保護者に対し、小・中学校の諸費用の一部を援助します。	学務課
1-3-02	就学就園助成	○ 奨学金や補助金を支給することで、高校・大学へ進学する若者や子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学務課
1-3-03	指導者派遣事業	○ 学校の実情や特色に応じて、専門性のある外部人材を派遣し、学校教育活動を支援します。	学校教育推進課
再掲 (1-2-56)	進路指導・進路選択支援	○ 様々な課題を抱え、就学が困難な支援を要する生徒及びその保護者に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した学校とも連携した相談体制を構築し、積極的に進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課
再掲 (1-2-57)	教育相談	○ 子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談とハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談を行います。 ○ 必要に応じて、保護者了承のもと学校園や関係課・関係機関と連携した子どもへの支援に努めます。 ○ 子どもを適切に見立てる教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行います。	教育センター
1-3-04	NPO※50連携教育相談	○ NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童生徒や多様化する保護者、児童・生徒のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター
重点 再掲 (1-2-58)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター

(2) 生活の安定に資するための支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-05	母子生活支援施設入所事業	○ 特別な事情により居宅生活が困難な母子を入所させて保護し、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課

※50 NPOとは、「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 1-3-06	こども食堂支援事業	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。	子育て支援課
再掲 (1-2-36)	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
重点 再掲 (1-2-52)	ひとり親家庭相談	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。	子育て支援課
1-3-07	母子・父子住宅	○ ひとり親家庭に対し低廉な家賃の市営住宅を提供し、福祉の増進に寄与します。	子育て支援課 (都市政策課)
再掲 (1-2-40)	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のめもなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-43)	母子保健地区担当保健師活動	○ 産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行います。 ○ 関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-44)	妊娠・出産支援事業	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-37)	児童家庭相談事業	○ 関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行います。	子ども未来課
再掲 (1-2-42)	養育支援訪問事業	○ 養育支援を特に必要とする妊娠から児童のいる家庭を対象に、保健師等による専門的相談支援を実施します。	子ども未来課
1-3-08	食育推進事業	○ 妊娠期の食育講座や離乳食講習会（ごっくん期・かみかみ期）を実施し、食育を推進します。	子ども未来課
1-3-09	乳幼児健康診査等での食育	○ 乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。 ○ 希望者には個別相談を行います。	子ども未来課
1-3-10	フードドライブ・フードバンクの推進	○ ご家庭で余っている食品の寄付を募り、こども食堂やおとな食堂、社会福祉協議会等に提供します。 ○ 緊急的かつ一時的に生活にお困りの方に対して、安定した社会生活が送れるよう食糧等の生活に必要な現物等を支給します。	環境政策課 生活福祉課

(3) 保護者の就労の支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-11	自立支援教育訓練給付金事業	○ ひとり親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
1-3-12	高等職業訓練促進給付金事業	○ ひとり親が就職を容易にする資格取得を促進するため、養成機関等で修学し、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行います。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-13	高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	○ ひとり親家庭の親またはその子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
1-3-14	母子・父子自立支援 プログラム策定	○ ひとり親家庭の状況・ニーズに基づき、ハローワーク ^{※51} と連携しながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て支援課
1-3-15	就労準備支援事業	○ 就労する上で必要なコミュニケーションや意欲向上のための、就労準備講座の開催を行います。 ○ 職場体験や就労訓練の受け入れ先の開拓を行います。	生活福祉課
1-3-16	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センター ^{※52} で就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課
1-3-17	雇用安定事業	○ 雇用情勢の動向に合わせ、雇用の安定・促進につながる事業の実施や情報発信などを行います。	商工振興課

(4) 経済的支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-3-18	児童手当	○ 児童手当について、0歳から18歳までの児童を養育している方に支給します。 ○ 制度の広報・普及に努めます。	子育て支援課
1-3-19	児童扶養手当	○ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため適正に児童扶養手当の支給を行います。 ○ ひとり親家庭等の実情を配慮し、各種手続きの負担軽減に努めます。	子育て支援課
1-3-20	ひとり親家庭養育費確保 等支援事業	○ 離婚前や離婚後のひとり親家庭の方が抱える、養育費の確保や、親子交流の設定などの悩みに対し、弁護士・専門員による相談支援の実施や、養育費の確保に関する公正証書等作成費用の補助を行います。	子育て支援課
1-3-21	大阪府母子・父子・寡婦 福祉資金貸付の相談・申 請受付	○ 大阪府が実施しているひとり親家庭の経済的自立を図るために必要な資金（大学の入学金や授業料等）の貸付の相談や申請受付を行います。	子育て支援課
再掲 (1-2-51)	福祉貸付事業	○ 生活困窮者に対して、生活つなぎ資金、高等学校の入学準備金の貸付を行います。	生活福祉課
1-3-22	ひとり親家庭医療費助成	○ 18歳の年度末までの子ども及びその養育者・監護者に対し、医療費の一部を助成します。 ○ 子育て支援課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。	保険医療課

※51 ハローワークとは、職業安定所のこと。民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援するセーフティネットとしての役割を担う、厚生労働省の機関。

※52 しごと相談・支援センターとは、就労のための研修や講座の紹介、行政や各種団体が実施する事業に関する情報提供、相談員（社会保険労務士・地域就労支援コーディネーター）による就労・労働相談とアドバイスを行う拠点。

1-4 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

(1) 子ども・若者にとって安全な交通対策の推進

① 交通安全教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-01	交通安全啓発事業	○ 全国交通安全運動期間を中心とした広報・啓発活動や自転車安全教室の実施をはじめとした、自転車マナーアップ運動等の交通安全教育を展開します。	交通道路課
1-4-02	交通安全教室	○ 市内の保育所・園や幼稚園、市立学校において、関係機関と連携し、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を開催し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を推進します。 ○ 「交通安全は家庭から」のスローガンのもと保護者に対する啓発活動を推進します。	交通道路課 幼児保育課 学校教育推進課

② 安全な交通環境の整備

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-03	違法駐車等防止事業	○ 違法駐車・迷惑駐車防止のための啓発を行います。 ○ 自動車等に係る駐車施設の確保に関する指導基準に基づき指導を行います。	交通道路課
1-4-04	放置自転車等対策事業 (池田・石橋阪大前駅周辺)	○ 池田・石橋阪大前駅周辺における自転車等の放置防止指導及び移動・保管・返還等を継続的にを行い、駅周辺の良好な生活環境を保持します。 ○ 移動保管業務における業務形態の見直しや、駐輪施設の利用促進や新規設置等、適切な駐輪施設のあり方を検討します。	交通道路課

(2) 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進

① 防犯・防災意識の醸成

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-05	防犯教室	○ 大阪府警の協力により、劇などにより具体的な場面を通して、幼児に痴漢や誘拐などの悪質な犯罪から身を守るための方法を学ばせ、防犯教室や避難訓練の機会を利用しながら、防犯意識の向上を図ります。	幼児保育課
1-4-06	防火防災意識啓発	○ 市内の幼稚園・保育所・こども園及び幼年消防クラブに出向き、玩具煙火の体験及び視聴覚教材による防火安全指導を実施し、防火防災意識の向上を図ります。	消防本部予防課
1-4-07	歳末防火意識啓発	○ 地域活動の一環として、こども会やボーイスカウトに、夜警並びに夜回り警戒を行ってもらうことで、少年期の火災予防思想を高めるとともに、地域への歳末における防火意識の啓発を図ります。	消防本部総務課
1-4-08	防災教育の推進	○ 近年増加する自然災害に対し、防災教育を継続実施します。 ○ 防災に対する意識の向上、自助、共助 ^{※53} の啓発に努めます。	消防署

※53 自助、共助とは、「自助」は、自分（家族を含む）の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、地域や近隣の人が互いに協力し合うこと。いずれも、災害時の被害を抑えるための考え方。

② 防犯・防災体制の強化

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-09	地域住民による子育て支援の推進	○ 地域のボランティア隊員が、地域の諸活動を通じて子どもや子育て家庭の見守りや応援活動を行い、地域社会全体で子育て家庭を支えることができる社会的風土の醸成と、子どもの健全な育成に努めます。	子育て支援課
1-4-10	子ども 110 番の旗の配布	○ 「子ども110番の家」の旗の配布を行い、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、学校、地域など関係機関と連携して安全なまちづくりを推進します。	教育センター
1-4-11	子ども安全対策事業	○ 新1年生に防犯ブザーを無償配付します。 ○ 学校と地域、関係機関が一体となって学校安全を確保するとともに、見守り隊の方との連携を図り、状況把握に努めます。 ○ 学校安全見守りシステムの更新を行い、ICタグを無償配布し、校門だけでなく通学路全体にもポイントを広げ、通過時の時刻を確認し、保護者への安心感につなげます。	教育センター
1-4-12	市民安全のつどいの開催	○ 「市民安全のつどい」を開催し、地域の防犯安全意識の高揚につなげます。	危機管理課
1-4-13	防犯委員会補助事業	○ 警察、関係機関、関係団体と協力し、地域住民と一体となって防犯活動を推進し、池田市防犯委員会への活動助成を行います。	危機管理課
1-4-14	セーフティー・キーパー対策事業	○ 学校・地域・警察等との連携強化を図り、地域の安全を見守ります。 ○ 安全パトロール隊が巡回する市域の児童施設や公園等の見直しを図り、より一層安全監視を行うことで犯罪抑止や非常事態への対応につなげます。	危機管理課
1-4-15	防災訓練の実施	○ 豊能地区3市2町防災推進協議会を開催し、防災力の向上及び更なる近隣市町村との連携強化を図ります。 ○ 各地域の自主防災会の訓練や市の防災訓練等を通して、近隣住民や防災関係機関との連携をより一層構築し、防災意識の高揚と災害対策につなげます。	危機管理課
1-4-16	防災対策の推進	○ 防災備蓄倉庫を拠点とし、物資の備蓄と受援施設として機能を果たすとともに、各小学校（避難所）における備蓄と併せて、きたる災害に備えます。	危機管理課
1-4-17	災害情報提供体制の充実	○ SNS等を含む様々な方法を活用して、市民等への素早い情報伝達に努めます。	危機管理課
1-4-18	消防訓練指導	○ 市内の小中学校に出向き、災害が発生した際の避難行動の重要性を学んでもらいます。 ○ 災害時、自らの生命身体を守り、共に助け合う能力を身に付けてもらいます。	消防署

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-19	中学校指導支援事業	○ 児童・生徒の健全育成を図るために「学園生活指導協力委員会 ^{※54} 」を組織し、学校以外で関わる地域と学校が連携し、継続した児童・生徒の見守り体制の強化を図ります。	教育センター

※54 生活指導協力委員会とは、中学校区（学園）ごとに、学校と地域が児童生徒の状況等について共有し、共に見守っていくための意見交流を行う場。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-20	安心安全な携帯やネットの使い方の推進	○ 情報リテラシー ^{※55} 教育や情報モラル ^{※56} 教育を充実させ、情報や情報技術を、持続可能な社会づくりに生かそうとする資質・能力を育みます。	教育センター
1-4-21	「社会を明るくする運動」ポスター・標語作文の募集	○ 社会を明るくする部会の関係団体等と連携しながら、“社会を明るくする運動”について、ポスター・標語・作文コンテスト及び街頭啓発運動等を通じて、市民への周知や啓発を行います。	高齢・福祉総務課

(4) 子ども・若者の自殺対策の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-22	教育相談事業	○ 子どもの発達や発育に関すること、学校に関する悩みに対応するため、相談員で連携を深め、多様な悩みに対応し、効果的な支援をします。	教育センター
重点再掲 (1-2-58)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター
1-4-23	気分調べアプリ ^{※57}	○ 市立学校に通う児童・生徒全員に配布されているタブレットを用いて、長期休暇明けに「気分調べ」を年3回行い、子どもたちが抱えるしんどさに早期対応します。	教育センター
1-4-24	専用電話による相談	○ 自殺予防専用の携帯電話相談窓口を設置することにより、相談できる環境や体制づくりに努めます。	障がい福祉課
1-4-25	自殺予防普及啓発	○ 市民の誰もが自殺対策の重要性や正しい知識を理解し、自殺防止に向けた適切な対応ができるよう、講演会や街頭啓発を通して情報発信を行います。	障がい福祉課
重点 1-4-26	ゲートキーパー研修の開催	○ 市民、学生、相談機関など様々な分野の人に対して研修等を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。	障がい福祉課
再掲 (1-1-09)	人権等相談事業	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
再掲 (1-1-13)	人権擁護委員	○ 人権侵害等の相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課

(5) 多様な体験活動の充実

① 学校や地域における体験活動の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-27	職場体験	○ 職場体験等を通じて、勤労観・職業観を育み、夢と希望を持って、進路を切り拓いていくことができるキャリア教育 ^{※58} を推進します。	学校教育推進課
1-4-28	こども会育成事業	○ こども会リーダーなど活動の担い手を支援・育成や、事務手続の効率化など、育成者の負担軽減を推進することにより、子どもたちの活躍の場となる単位こども会の育成、校区こども会の支援に努めます。	地域教育課

※55 情報リテラシーとは、情報を十分に使いこなせる能力のことであり、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

※56 情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことであり、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことなど。

※57 アプリとは、「application software」の略称であり、特定の用途、目的のために設計されたソフトウェアのこと。

※58 キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割と価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ね）発達を促す教育のこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-29	少年団体育成事業	○ ボーイスカウトの団体の育成を図るとともに、活動やその意義を団体と共に啓発します。	地域教育課
1-4-30	図書館施設見学	○ 市内の小学3年生を中心に幼児から中学生までを対象とした図書館見学会を実施します。	図書館 石橋図書館
1-4-31	歴史民俗資料館の展示見学、出前授業	○ 市域の歴史、文化への理解を深めるきっかけづくりとして、学校教育と連携した見学受け入れや出前授業を実施します。	歴史民俗資料館
1-4-32	消防施設見学	○ 市内の保育所・幼稚園・小学校等、社会科学習の一環として消防施設を見学・体験し、業務内容を知ることにより一層の防火意識を向上させる創意工夫を行い、啓発活動に努めます。	消防署
1-4-33	浄水場施設見学	○ 市内の小学4年生を対象に社会見学の受け入れを行います。 ○ 水道週間（6月1日～7日）の期間中に「古江浄水場一般開放」を実施します。 ○ 希望者を対象に随時見学会を開催するなど、内容の充実を図ります。	上下水道部 経営企画課
1-4-34	下水処理場施設見学	○ 市内の小学4年生を対象に社会見学の受け入れを行います。 ○ 夏休みに小学4～6年生を対象に「体験見学会」を実施します。 ○ 希望者を対象に随時見学会を開催するなど、内容の充実を図ります。	上下水道部 経営企画課
1-4-35	出前講座	○ 小学校等に出張して出前講座を実施し、水道・下水道全般についての理解を深めます。	上下水道部 経営企画課

② 自然や文化に親しむ機会、スポーツ・レクリエーション活動の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-36	自然体験推進事業	○ 自然と触れ合い、児童・生徒の感性や知的好奇心を育むことができるよう、自然の中で学ぶ機会の拡充と安全対策を講じます。	学校教育推進課
1-4-37	市民レクリエーション※ ⁵⁹ 大会	○ スポーツを通じて住民同士のふれあいや健康づくりの促進を図ります。	社会教育課
1-4-38	親と子の体操	○ 指定管理者と協力しながら、親子でスポーツを楽しむことができる環境づくりをめざします。	社会教育課
1-4-39	障がい児（者）スポーツ教室	○ 実施団体と協力しながら、障がいのある子どもたちがスポーツを楽しめる機会確保をめざします。	社会教育課
1-4-40	ジュニアスポーツクラブ	○ 社会教育関係団体と協力しながら、ジュニア世代がスポーツを楽しめる機会拡充をめざします。	社会教育課
1-4-41	障がい者社会参加促進事業	○ 障がい者団体へ事業を委託し、障がい者（児）のニーズに応じた事業を開催し、自立と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
1-4-42	ウォンバットを通じた池田市のPRに関連する取り組み	○ ウォンバットを通じて池田市のPRを行う中で、子どもたちにも貴重な地域の魅力の一つであるウォンバットの魅力を伝える取り組みを進めます。	シティプロモーション課
1-4-43	池田市民カーニバル※ ⁶⁰ をはじめとするまつりの実施を通じた自然・文化・地域社会に触れる機会の提供	○ 子どもから大人まで楽しめる催しを実施し、自然や文化に親しむ機会の充実に寄与します。	シティプロモーション課

※⁵⁹ レクリエーションとは、仕事、勉学などの肉体的、精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

※⁶⁰ 池田市民カーニバルとは、「いけだ・いらっしやいフェスティバル」をはじめとする、市民交流イベントのこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-4-44	官民連携によるまちづくりの取り組み	○ 駅周辺の回遊性の向上と活性化・にぎわいの創出及び豊かな市民生活の実現のため引き続き官民連携によるまちづくりを行います。 ○ 社会実験イベントも継続して開催することを検討します。	都市政策課

1-5 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実

(1) 母子の健康保持・増進

① 安全で安心な妊娠・出産の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-01	母子健康手帳交付	○ 母子健康手帳を交付します。 ○ 交付の際に、妊娠・出産・育児についての情報提供を行うとともに、妊娠期の保健指導や産後うつ、育児の相談窓口の情報を提供します。	子ども未来課
再掲 (1-2-40)	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課
1-5-02	両親教室	○ より良い育児を支援するために、講義や実技を取り入れたウェルカムベビークラスを開催します。 ○ 教室の内容や運営については、参加者ニーズの対応に努めます。	子ども未来課
1-5-03	妊産婦健康診査	○ 妊産婦の健康管理のため行われる妊産婦健康診査について、経済的負担の軽減を図り、国が示す望ましい基準の妊産婦健康診査が受けられるよう、費用を助成します。 ○ 支援が必要な妊産婦を把握し、医療機関と連携して支援に努めます。	子ども未来課
重点 再掲 (1-2-44)	妊娠・出産支援事業	○ 妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○ 産後ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型、訪問型のサービスを行います。 ○ 多胎妊産婦や家庭の負担を軽減するため、家事・育児支援ヘルパー利用を助成します。	子ども未来課
1-5-04	不育症治療費助成事業	○ 不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	子ども未来課
1-5-05	産科医療機関等との連携	○ 支援が必要な妊産婦と乳児について、大阪府が保健機関と医療機関の情報連携ツールとして作成した要養育支援者情報提供票等を活用し、産科医療機関等と連携を取り、支援します。	子ども未来課
1-5-06	卵子凍結費用助成事業	○ 女性の自己選択を支援するために、卵子凍結にかかる費用の一部を助成します。	子ども未来課
1-5-07	分娩プロジェクト（はぐくみはばたけいけだBaby）	○ 市内唯一の出産可能な総合病院として、出生数減少の状況や分娩の保険適用化などの国の動向をふまえ、出産時に市立池田病院を選んでいただけるよう適宜設備の更新を行いながら、持続可能な分娩体制の構築に努めます。	市立池田病院医事課

② 乳幼児の健やかな成育及び育児不安の軽減

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-36)	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
1-5-08	予防接種	○ 予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、予防接種で防ぐことのできる疾病の予防、まん延の防止に努めます。	健康増進課
1-5-09	新生児聴覚検査事業	○ 先天性難聴の早期発見のために、生後間もない時期に行う新生児聴覚検査の費用を助成し、受検を促進します。 ○ 保護者への必要な相談支援を行います。	子ども未来課
再掲 (1-2-41)	乳児家庭全戸訪問事業	○ 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。 ○ 訪問の連絡や希望のない家庭についても、育児状況などを全数把握し、妊娠期からの切れ目ない支援となるように努めます。	子ども未来課
1-5-10	乳児後期健康診査	○ 9か月から1歳未満の乳児を対象に、健康診査を行います。 ○ 個別健診（かかりつけ医での健診）で、身体計測、小児科診察等の内容で行います。 ○ 健診結果やかかりつけ医からの指示により、保健師が後日、保健指導や育児相談会、約束クリニックへの案内を行います。	子ども未来課
1-5-11	乳幼児健康診査	○ 4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査として、集団健診で、身体計測、小児科診察、保健指導等を行います。また、年齢に応じて、歯科診察、心理発達相談、視力スクリーニングを行います。	子ども未来課
1-5-12	約束クリニック (経過観察健診)	○ 乳幼児健康診査や育児相談、関係機関からの紹介などで、経過観察が必要な児を対象に、経過観察健診を行います。 ○ 小児科診察と心理発達相談があり、心理発達相談では個別相談の他、親子遊び等も行う小集団の相談会も行います。	子ども未来課
1-5-13	電話育児相談	○ 育児や妊産婦の健康について、電話やメールで相談を行い、保健師等が対応します。	子ども未来課
1-5-14	育児相談会（うさちゃん 育児相談会）	○ 1歳前後の育児相談の場として相談会を実施し、保護者の育児不安の軽減に努めます。	子ども未来課
1-5-15	乳幼児歯科事業	○ う蝕の急増期である1歳から7歳までの子どもに、歯科検診・歯科相談・ブラッシング指導・フッ化物塗布を実施し、歯科疾患の予防に努めます。 ○ 乳歯列の完成期である2歳6か月児に、歯科検診・歯科相談・ブラッシング指導・フッ化物塗布を実施し、う蝕予防に努めることや噛むことの大切さなど、歯や口腔の健康の基礎を築くことを推進します。	子ども未来課
1-5-16	幼稚園保健	○ 市立幼稚園型認定こども園の健康診断及び環境衛生検査の実施により、健康の保持増進及び適切な環境の維持を図ります。	学務課

(2) 思春期健康教育・保健対策の推進

① 学校における健康教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-17	学校保健	○ 市立小中学校の健康診断及び環境衛生検査の実施により、健康の保持増進及び適切な環境の維持を図ります。	学務課
1-5-18	保健体育や保健指導の充実	○ 家庭・地域・関係機関と連携しながら健康教育に取り組むとともに、発達段階を踏まえた保健分野の指導の充実を図ります。	学校教育推進課
1-5-19	飲酒・喫煙・薬物防止教育	○ 喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。 ○ 関係機関との連携を深めます。	教育センター

② 相談体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-20	相談体制の充実	○ 友達関係、学習面のストレスから、児童・生徒が不登校や触法行為に陥らないように、児童・生徒が相談しやすい体制づくりを推進します。 ○ ハローダイヤルの周知を広報を通じて行います。	教育センター

(3) 食育の推進

① 食育に関する啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-21	食育推進計画	○ 食育推進計画に基づき、母子保健事業や保育所、学校保健事業など、関係機関が連携しライフステージごとの取り組みを推進します。	学校教育推進課 健康増進課 幼児保育課 子ども未来課

② 食育に関する学習機会の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-22	保育所（等）食育推進事業	○ 食育推進計画に基づき、食育を推進します。	幼児保育課
再掲 (1-3-09)	乳幼児健康診査等での食育	○ 乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。 ○ 希望者には個別相談を行います。	子ども未来課
再掲 (1-3-08)	食育推進事業	○ 妊娠期の食育講座や離乳食講習会（ごっくん期・かみかみ期）を実施し、食育を推進します。	子ども未来課
1-5-23	食育に関する教育課程	○ 食生活の基礎知識と望ましい食習慣を身につけるために、食生活の健康に及ぼす影響や調理を含めた食育の学習を市立学校で推進します。	学校教育推進課

(4) 小児保健医療体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-24	広域医療対策事業 豊能広域こども急病センター	○ 夜間・休日の小児保健医療体制の確保を目的に、豊能地域二次医療圏 ^{※61} の広域緊急医療対策として、豊能広域こども急病センター（箕面市）を運営するため、費用の一部を負担します。	健康増進課
1-5-25	かかりつけ医の推進	○ 予防接種や乳児後期健康診査等を機会に、かかりつけ医を持つことを勧めます。	子ども未来課

※61 二次医療圏とは、医療法の規定により、都道府県において地域的単位として設定される、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域のこと。大阪府内は8つの医療圏があり、豊能二次医療圏は豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市2町で構成される。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-5-26	池田市立休日急病診療所の運営	○ 診療の空白時間が生じないよう日曜・祝日・年末年始に診療を実施します。 ○ 医師の確保や迅速な二次転送ができるよう、医師会や近隣医療機関との連携の強化を図り、休日急病診療所の市民への認知度向上に努めます。	休日急病診療所

1-6 こどもまんなかまちづくり

(1) 居住環境の整備・充実

① 快適で安全な住環境づくり

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-6-01	狭隘道路整備促進補助事業	○ 狭あい道路の解消を進めるにあたり、助成制度の見直しを検討するとともに、事業の周知を図り、私有地の後退整備を促すことで、市民の安全で良好な住環境の推進を図ります。	土木管理課

② 住宅対策の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-07)	母子・父子住宅	○ ひとり親家庭に対し低廉な家賃の市営住宅を提供し、福祉の増進に寄与します。	子育て支援課 (都市政策課)
再掲 (1-2-25)	重度障がい者住宅改造助成事業	○ 住宅改造費を助成し、障がい者（児）の住み良さと生活利便性の向上を図ります。	障がい福祉課

(2) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

① 福祉のまちづくりの総合的な推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-6-02	交通安全施設整備事業	○ 高齢者や障がい者、車いすやベビーカー利用者の安全な通行を確保するため、関係機関と危険箇所の把握に努め、道路照明、防護柵、カーブミラー、交差点カラーなどの交通安全対策を進めます。	交通道路課
1-6-03	バリアフリー化推進事業	○ 市・事業者・市民が互いに協力し高齢者・障がい者等にとって、より使いやすい施設・道路等になるような整備と円滑な事業の推進に努め、誰もが安全・安心な移動ができるまちづくりに取り組みます。	交通道路課

② 子どもや子ども連れなどに配慮した公共施設の整備の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-6-04	子育て応援駐車場の設置	○ 妊産婦の方やお子さんを連れている方が優先して駐車できるスペースの普及・促進に努めます。	子ども・若者政策課
1-6-05	「赤ちゃんステーション」の設置	○ オムツ替えや授乳ができる機能を備えた市内の公共施設や児童福祉施設、医療機関、商業施設等を「赤ちゃんステーション」として登録します。 ○ ステッカー等により周知します。	子育て支援課
1-6-06	安全な遊び場の提供	○ 長寿命化を図り、安心して利用できる公園の補修・改修を進めます。 ○ 老朽化に伴い、維持管理費用の増大が見込まれるため、必要な公園施設を検討し、機能の再編と配置の再編を検討します。	みどり農政課

1-7 DXの推進

(1) DXの推進

① 申請、予約のDX

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-01	電子施設予約の推進 (地域子育て支援拠点)	○ 地域子育て支援拠点について、ネット予約システムの運用により、職員の受付に係る負担軽減と、利用者の利便性の向上を図ります。	子育て支援課
1-7-02	電子申請の推進 (保育)	○ 保育に関する申請について、オンライン申請を導入します。	幼児保育課
1-7-03	電子申請の推進 (妊娠・出産・子育て教室)	○ 教室の申込み等で電子申請を取り入れ、利用者の利便性を高めます。	子ども未来課
1-7-04	電子申請の推進 (就学就園・就学援助)	○ 就学就園に関する各種手続きや、就学援助等の申請について、電子申請の推進により保護者の利便性の向上を図ります。	学務課
1-7-05	電子申請の推進 (留守家庭児童会)	○ 留守家庭児童会の一斉入会受付期間中の申請手続きについて、オンライン申請を導入します。	地域教育課

② 連絡、情報発信のDX

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-06	情報通信技術 (IT) を活用した情報の提供	○ インターネットやSNS等を活用し効果的な情報発信に努めます。	子ども・若者政策課
1-7-07	AIチャットボット	○ 保育に関する問い合わせに24時間365日対応できるようにAI保育コンシェルジュの活用を推進します。	幼児保育課
1-7-08	デジタル保護者連絡ツール (やまばと学園)	○ やまばと学園において、デジタル保護者連絡ツールの検討と導入を図ります。	発達支援課
1-7-09	デジタル保護者連絡ツール (学校)	○ 学校と保護者のコミュニケーションをより円滑にし、迅速かつ正確な情報共有をします。 ○ 配布文書のペーパーレス化によりコストの削減、業務量の軽減につなげます。	教育センター
1-7-10	デジタル保護者連絡ツール (留守家庭児童会)	○ 留守家庭児童会において、児童の出欠管理や保護者との連絡手段にデジタルツールを用いることで、児童、保護者、指導員全ての利便性の向上をめざします。	地域教育課

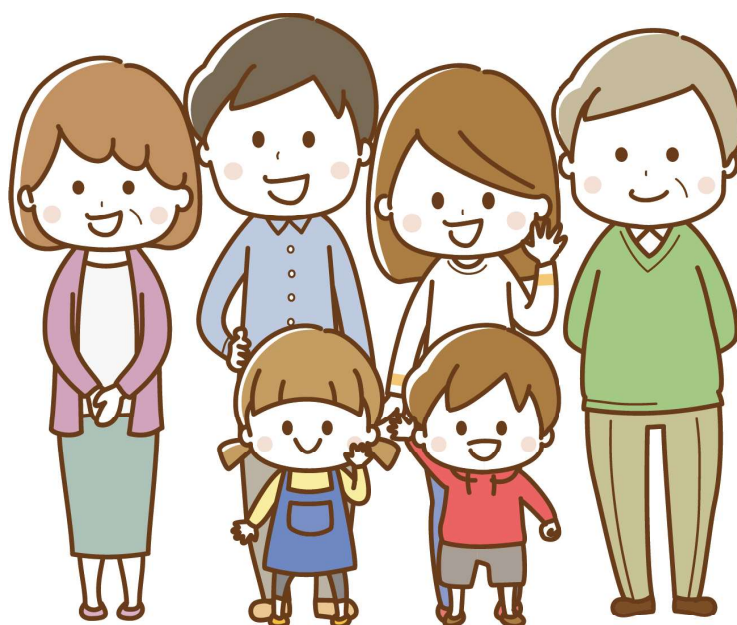
③ 学校、子育て施設等のDX

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-11	キャッシュレス化の推進 (保育)	○ 一部の園で保育料や一時預かり利用料をキャッシュレスで決済できるように推進します。	幼児保育課
1-7-12	窓口へのタブレット設置 (保育)	○ 保育所等への入所申請における申請書への記入の省略可等を行うため、窓口にタブレット端末を配備し、利便性の向上に努めます。	幼児保育課
1-7-13	GIGAスクール構想推進事業	○ ICT ^{※62} に係る環境整備の更新と学びの変革を一体的に進めることで、自らに合った最適な学び方を選択できるようにします。 ○ AIなどの先端技術を授業に活用し、情報活用能力の形成を図ります。	教育センター
1-7-14	教諭1人1台端末の配付	○ 校務のDXを目的とし、魅力的な教材の作成や綿密な児童・生徒情報の共有、事務作業の効率化につなげます。	教育センター

※62 ICTとは、「Information and Communication Technology」の略称で、通信技術の総称。インターネットやアプリケーション、SNSなど、情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術。

(2) 情報教育の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
1-7-15	情報教育推進	○ 一人一台端末を活用した学びが孤立したものにならないよう、ＩＣＴ環境の整備と授業デザインの研究、効果的な教職員研修を一体的に進めます。	教育センター



● 子どもの誕生前から幼児期まで

- 核家族化や地域のつながりの希薄化による妊娠期から子育て期の不安や孤立感を解消できるよう、身近な場所での相談や情報提供に努めるとともに、子育て中の親子が気軽に交流できる機会の充実に努めます。
- 就学前の教育・保育施設がそれぞれの特色を生かして保育サービスの充実及び就学前教育の質の向上に努めるとともに、小学校との連携・交流を図りながら学校教育への円滑な接続を図ります。

● 学童期・思春期

- 子どもの個性や創造性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、地域・家庭とも連携・協力しながら、子どもの健やかな成長を促す環境づくりを推進します。
- 登校が難しい等の課題を抱える児童・家庭に対し、民間団体等とも連携しながら支援を行うとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

● 青年期

- 若者が社会の一員として安定した生活を送ることができるよう、就労に向けた支援や高等教育のための支援に努めます。
- 晩婚化や未婚化による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策として結婚の希望を叶える環境整備に取り組みます。
- 悩みや不安を抱える若者に対し、関係団体・機関などが連携しながら、包括的な支援体制の整備を進めます。

2-1 子どもの誕生前から幼児期まで

(1) 地域における子育て支援の推進

① 地域における子育て相談支援機能の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-01	地域子育て支援拠点事業	○ 子育て親子が交流できる場を提供します。 ○ 子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行います。 ○ 利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	子育て支援課
再掲 (1-2-36)	利用者支援事業 (基本型)	○ 地域子育て支援拠点等身近な場所において妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。	子育て支援課
2-1-02	利用者支援事業（特定型）〔保育コンシェルジュの拡充〕	○ 保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、解消に努めます。 ○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応することに加え、A I 保育コンシェルジュの周知やコンシェルジュ通信の発行など、情報発信に努めます。	幼児保育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-40)	利用者支援事業（こども家庭センター型）	○ 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。 ○ 支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	子ども未来課

② 子育てに関する情報提供の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-03	子育て支援パンフレットの作成	○ 地域の遊び場や子育てに関するサービス等の情報を、わかりやすくとりまとめ提供します。	子ども・若者政策課
2-1-04	休日の育児活動促進	○ 平日に就労している保護者も参加できるようなつどいの広場やイベントを企画し、育児不安の解消や仲間づくりの場を提供します。	子育て支援課
2-1-05	ふたご・みつごのびのび	○ 多胎児をもつ保護者ならではの悩みや不安等を共有できる場を提供します。	子育て支援課
再掲 (1-2-66)	フルーツバスケット	○ 外国人の親子同士の交流や情報交換の場を提供し、孤立感の軽減に努めます。	子育て支援課

③ 地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-06	ファミリーサポートセンター運営事業	○ 概ね生後2か月から小学4年生までの児童の預かりや送迎について、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営します。 ○ 制度の周知や援助希望者への講習の充実を図ります。	子育て支援課
重点 再掲 (1-3-06)	こども食堂支援事業	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。	子育て支援課
2-1-07	地域開放、所（園）庭開放	○ 地域の親子の交流や相談等の場として、地域開放やプレ保育の充実に取り組みます。	幼児保育課
2-1-08	病児・病後児保育	○ 市内に在住している生後57日から小学6年生までの病気又は病気回復期にある乳幼児で、仕事や冠婚葬祭等やむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童を病児・病後児保育室において、一時的に保育し、子育てと児童の養護に努めます。	幼児保育課
2-1-09	一時預かり事業	○ 傷病や事故・介護等の緊急時、育児からのリフレッシュ、買い物・就労等、保護者の様々なニーズに幅広い対応を図るため、保育所等における一時預かりの受け入れ定員の充実を図ります。	幼児保育課
再掲 (1-2-45)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	○ 保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育・保護を行います。 ○ 利用施設の確保や適切な支援の実施に努めます。	子ども未来課
2-1-10	地域交流・園開放（あそびの広場）	○ 幼稚園で未就園の子ども同士が互いに遊び交流できる場を提供します。 ○ 幼稚園を地域の教育センターとして機能の充実に努めます。	教育政策課（幼稚園）

(2) 多様なニーズに応える保育サービスの推進

① 保育内容の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-11	保育所等保育内容の充実	○ 年齢や発達に応じたきめ細かな保育内容の提供を図ります。 ○ 各所（園）が特色のある保育を推進し、保育の質の向上に努めます。	幼児保育課
重点 2-1-12	巡回支援の充実	○ 各施設に定期的な巡回指導を実施し、保育の指導や職員からの相談対応等を行い、保育の質の向上につなげます。	幼児保育課
重点 2-1-13	保育士確保事業	○ 公私双方の保育士の採用確保・職場定着のための施策を展開します。	幼児保育課
再掲 (1-2-14)	やまばと学園・古江保育所の一体的整備	○ やまばと学園・古江保育所について、できる限り速やかに新築移転できるように努めます。	発達支援課 幼児保育課

② 多様な保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 2-1-14	保育所等の利用調整及び量の確保	○ 高まる保育ニーズに対し、利用調整を行うとともに、民間事業者に対する施設整備への支援や補助事業の実施等により量の確保を行い、年度当初における国基準の待機児童を生じさせることのないよう努めます。	子ども・若者政策課 幼児保育課
2-1-15	乳児保育	○ 公・私立保育所等において、生後57日目からの産休明け保育を実施します。	幼児保育課
2-1-16	休日（日曜日・祝日）保育	○ 市内認可保育所等を利用する児童であって、保護者の勤務等により日曜日・祝日にも保育を必要とする児童に対し、保育ステーション「カルガモ」で保育を実施することで保育サービスの充実を図ります。	幼児保育課
2-1-17	送迎保育ステーション事業	○ 2箇所の送迎保育ステーション「カルガモ」、「もりもりKIDS」を設置し、池田駅周辺から、遠方の園に入所している児童の朝・夕の送迎を行うことで、保護者の保育所までの送迎の負担軽減と、利便性の向上を図ります。	幼児保育課
2-1-18	待機児童解消保育事業	○ 認可保育所等に入所できなかった児童を受け入れるため、池田市待機児童解消保育ルーム「ふくまるキッズ園」及び「ぴよぴよ」で、民間事業者による運営のもと保育を行います。	幼児保育課
再掲 (2-1-02)	利用者支援事業（特定型）〔保育コンシェルジュの拡充〕	○ 保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、解消に努めます。 ○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応することに加え、A I 保育コンシェルジュの周知やコンシェルジュ通信の発行など、情報発信に努めます。	幼児保育課
2-1-19	時間外保育事業（延長保育事業）	○ 就労形態の多様化に対応した保育サービスを提供するため、公・私立保育所等で12時間保育を実施することで、サービスの充実を図ります。	幼児保育課 学務課
2-1-20	幼稚園等の預かり保育	○ 教育時間外の時間帯で保育を実施する預かり保育等の充実を図ります。	幼児保育課 学務課

(3) 就学前の教育機能・連携の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-1-21	認定こども園の充実	○ 公立認定こども園で、0歳児から小学校入学までの乳幼児に対し、一貫した質の高い保育及び教育を実施します。 ○ 小学生やお年寄りとの異世代交流や、保護者同士の交流の場を設けるなど、地域に開かれた子育て世代支援の充実を図ります。 ○ 保育スキルを高める研修の強化を図ります。	幼児保育課 各こども園
重点 2-1-22	幼児教育サポート事業	○ 保育の質の向上及び幼小の円滑な接続に向けて研修の充実を図ります。 ○ 幼児教育についての情報の発信を行います。	教育政策課
2-1-23	幼保交流	○ 近隣の保育所と幼稚園が、様々な活動を通して同じ地域に育つ子ども同士の交流を図ります。 ○ 職員間の交流、学びの場の質的向上を推進するため、研修機会の一層の充実を図ります。	教育政策課 各幼稚園 幼児保育課
2-1-24	保幼小交流	○ 幼児教育と小学校教育について、就学前施設と市立学校の教職員が互いに知り、学び合えるよう、研修等を充実させます。 ○ 公立・私立、また幼稚園・保育所・こども園を問わず、市立学校と連携・接続が進むよう、教職員・保育者同士のコミュニケーションを図ります。	学校教育推進課 幼児保育課 教育政策課
2-1-25	就学前教育の充実	○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』※63」を共通の観点とした教育・保育の充実に向けて、質的向上を図ります。	学校教育推進課 教育政策課 各幼稚園

2-2 学童期・思春期

(1) 学校教育の充実

① 個性や創造性を伸ばす学校教育の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-01	小中一貫教育推進事業	○ 各学園の特色ある教育活動の展開及び授業における子どもの学びの姿を基に、「学びの連続性」を重視した一貫教育を推進します。	教育政策課
2-2-02	「教育のまち池田」総合企画推進事業	○ 第2次池田市教育振興基本計画のもと、「学ぶ喜び」を柱とした教育の創造をめざすとともに、取り組みの周知・発信に努めます。	教育政策課
2-2-03	交流教育及び共同学習	○ 教育活動全体を通じて、交流教育及び共同学習を計画的、組織的に進めます。 ○ 地域の人々等と活動をとにもする機会を積極的に設けます。	教育政策課
2-2-04	障がい児（者）施設との交流	○ 児童・生徒の障がい児（者）に対する理解を深めるため、福祉施設との交流を図ります。	教育政策課
2-2-05	ふくまる教志塾	○ 池田市の教員をめざす優れた人材を発掘・養成・確保するための研修や現場実習の充実を図ります。 ○ 応募者確保のための情報の発信を行います。	教育政策課
2-2-06	豊かな心の教育	○ 各校の実態に即した道徳教育に学校全体で取り組めるよう、推進体制づくりを支援し、心に響く道徳教育の深化を図ります。	学校教育推進課
再掲 (1-3-03)	指導者派遣事業	○ 学校の実情や特色に応じて、専門性のある外部人材を派遣し、学校教育活動を支援します。	学校教育推進課

※63 幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』とは、平成29(2017)年改定の3法令（幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）において新しく示されたもので、「健康な心と体」「自立心」など10項目からなり、幼児期の終わり（小学校入学まで）までに育ってほしい姿や能力のめやすを具体的な視点から捉えて明確化したもの。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-07	英語教育推進事業	○ 市立学校園への外国人英語講師の配置を行い、英語学習への興味関心を高めるとともに、授業改善の実施をめざします。 ○ 外部英語検定試験について頻度や対象を再考しながら実施を継続し、結果を指導改善に活かします。	学校教育推進課
2-2-08	ボランティア教育の推進	○ 総合的な学習の時間におけるボランティア活動の体験など、ボランティア精神を培う教育の推進を図ります。	学校教育推進課
2-2-09	環境学習 ^{※64} 推進事業	○ 池田市環境学習基本方針に基づき、学校園へ出前授業や教材の情報提供及び授業の実施支援を行います。 ○ 小学生を対象とした環境講座・セミナーなどを実施します。	環境政策課

② 学校教育と地域の連携の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 2-2-10	社会に開かれた特色のある学校園づくり	○ 学校の実情に応じて設定された教育課題に対する研究を推進し、教育効果の高い魅力ある学校づくりの実現をめざします。	学校教育推進課 教育政策課
2-2-11	部活動の地域移行	○ 中学生が文化・スポーツに親しめる環境の構築・維持をめざします。	社会教育課 学校教育推進課
2-2-12	教育コミュニティづくり推進事業	○ 学校・家庭・地域による協働の取り組みを通じて、子どもたちに豊かな学びの機会を提供します。 ○ 地域人材等を活用した学校支援活動の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。 ○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動 ^{※65} を一体的に推進するため、地域と学校の連携協力体制を整備します。	地域教育課

(2) 子どもの居場所づくりの推進

① 子どもの居場所づくりの推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 再掲 (1-3-06)	こども食堂支援事業	○ こども食堂の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの推進を図ります。	子育て支援課
再掲 (1-2-45)	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	○ 保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育・保護を行います。 ○ 利用施設の確保や適切な支援の実施に努めます。	子ども未来課
再掲 (1-2-48)	児童育成支援拠点事業	○ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対し、市内の居場所となる既存施設を活用し、個々の状況に応じた支援の提供と虐待防止や児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業の構築・実施に向けて検討します。	子ども未来課
再掲 (1-3-04)	NPO連携教育相談	○ NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童生徒や多様化する保護者、児童・生徒のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター

※64 環境学習とは、これから社会が直面する課題に対応していくため、人間を取り巻く広い意味での環境について学び、考えを深め、行動力を養う学習のこと。

※65 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-13	校内教育支援ルーム	○ 登校できない状況の児童・生徒を支援するために、校内教育支援ルームの環境を整備し、教室復帰への手掛かりとするとともに、児童・生徒の心身の安定を図るべく支援を行います。	教育センター
2-2-14	教育支援センター	○ 教育支援センター（ビーンズ）では学校への登校が難しい児童・生徒を支援し、所属学校と連携しながら社会的自立へ向けたサポートを継続的にを行います。	教育センター
2-2-15	児童館活動促進事業	○ 教室活動をはじめ、長期休業中に実施している特別活動教室、土曜学習（サタスタ）をさらに充実させます。 ○ 校区にある学校や教育関連施設、保護者や地域の関係団体と緊密な連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりに努めます。 ○ 子育て世代の保護者に対して、教育相談の充実、子育て支援セミナーの実施など、保護者同士の情報交換の場としての役割を果たせるよう機能整備を図ります。	地域教育課
2-2-16	青少年の健全育成（五月山児童文化センター）	○ 科学室や図工室を活用した実験教室やクラフト教室、五月山の自然を親子で楽しむことのできる観察会などのさらなる充実を図ります。 ○ 「よちよちプラネタリウム」、「親子山歩き」などの行事を通して、気軽に集い、出会い、相談できる環境づくりに努めます。 ○ 児童の放課後の居場所として多目的室を開放し、地域の大人たちとともに子どもの成長を見守ることができ施設をめざします。	地域教育課
2-2-17	青少年の健全育成（水月児童文化センター）	○ 利用者が「出会い・気づき・つながり・表現し・行動する」環境づくりに努めます。 ○ 定期クラブ、月例サークル、季節単発行事、特別事業（親子教室、劇団、子ども会議、夜間開館、こども食堂）に加え、施設運営への市民参画や社会課題を考える場としての役割を果たせるよう機能整備を図ります。	地域教育課
2-2-18	子どもの居場所づくり推進事業	○ 放課後等における子どもたちの学びや体験の機会を確保するため、活動の担い手となる新たな地域人材の獲得や、企業・NPO等との連携を図ります。 ○ 青少年教育施設の指定管理者と連携し、学校以外で全ての子どもが安心して自由に過ごせる遊びや学びの場の確保に努めます。	地域教育課
2-2-19	児童サービスの充実	○ 各年代に応じた選書や展示、行事開催に取り組みます。 ○ 特に読書離れが著しい10代の青少年への利用促進に努めます。	図書館 石橋図書館
重点再掲 (1-2-68)	外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり推進事業	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。	人権・文化国際課
2-2-20	ダイバーシティセンター	○ 外国にルーツを持つ子どもたちが安心して集い、学べる環境を提供します。	人権・文化国際課
2-2-21	人権文化交流センター	○ 児童・生徒等が、放課後気楽に来館できる場所を提供します。	人権・文化国際課

② 放課後等の居場所づくり

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-2-22	放課後等デイサービス※66 事業	○ 放課後等デイサービス及び障がい児通所支援事業について、子どもが安全・安心して通える事業所が増加するよう、大阪府と連携し、質の向上に努めます。	発達支援課
重点 2-2-23	留守家庭児童会運営事業	○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭の児童が過ごす場所として、安全で安心な遊びの場・生活の場づくりを行います。 ○ 質の向上のため、指導員への研修を定期的実施します。 ○ 特別な配慮を必要とする児童については、人数に応じた職員の加配や研修の他、巡回支援員による関係機関との連携調整・情報共有、子どもの育成に関する助言などを実施します。 ○ 受け入れ学年拡大に向けて人・場所の確保に努めます。	地域教育課

(3) 不登校児童・生徒等の自立支援・相談体制の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-2-56)	進路指導・進路選択支援	○ 様々な課題を抱え、就学が困難な支援を要する生徒及びその保護者に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した学校とも連携した相談体制を構築し、積極的に進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課
重点 2-2-24	いじめ・不登校等 トータルサポート事業	○ スクールアシストメイトを全市立小中学校・義務教育学校へ配置し、学校教職員との連携のもと児童・生徒の支援活動をします。 ○ 授業に入り込み学習等のサポートをすることで、教室での活動の安心感につなげます。 ○ 校内教育支援ルーム担当として利用する児童・生徒の支援に大きな役割を果たします。	教育センター
再掲 (1-2-57)	教育相談	○ 子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談とハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談を行います。 ○ 必要に応じて、保護者了承のもと学校園や関係課・関係機関と連携した子どもへの支援に努めます。 ○ 子どもを適切に見立てる教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行います。	教育センター
再掲 (1-3-04)	NPO連携教育相談	○ NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童生徒や多様化する保護者、児童・生徒のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター
重点 再掲 (1-2-58)	スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置	○ 心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行います。	教育センター
2-2-25	適応指導	○ 教育支援センター（ビーンズ）では、自主的自発的に活動する意欲を育て、学校生活や社会生活への意欲の向上を支援します。 ○ 学校園への出張教育相談や子育て講座等を実施し、保護者ならびに教職員対象の相談と啓発活動を充実させます。	教育センター
再掲 (1-4-19)	中学校指導支援事業	○ 児童・生徒の健全育成を図るために「学園生活指導協力委員会」を組織し、学校以外に関わる地域と学校が連携し、継続した児童・生徒の見守り体制の強化を図ります。	教育センター

※66 放課後等デイサービスとは、就学している障がい児を対象に、学校終了後または休校日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行う福祉サービス（児童福祉法に基づく児童通所支援事業）。

2-3 青年期

(1) 若者の就職支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-15)	就労準備支援事業	○ 就労する上で必要なコミュニケーションや意欲向上のための、就労準備講座の開催を行います。 ○ 職場体験や就労訓練の受け入れ先の開拓を行います。	生活福祉課
2-3-01	就労支援事業	○ 就労に関する相談や、履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方指導など、就労に向けた支援を行います。	生活福祉課
2-3-02	障がい者の就労支援	○ 関係機関と連携して就労に関する情報の提供や相談等を行うことにより、障がいのある人の就労支援に努めます。	障がい福祉課
再掲 (1-3-16)	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センターで就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課
再掲 (1-3-17)	雇用安定事業	○ 雇用情勢の動向に合わせ、雇用の安定・促進につながる事業の実施や情報発信などを行います。	商工振興課
重点 2-3-03	創業支援事業	○ 地域経済の活性化や雇用を生み出すため、新たな事業の創出を支援します。	商工振興課
2-3-04	労働相談	○ しごと相談・支援センターで労働相談を実施し、労働トラブルの解決に向けた助言を行います。	商工振興課

(2) 結婚の希望をかなえる環境整備

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-3-05	結婚の希望を叶える環境整備	○ 結婚相手紹介サービス提供企業との連携により、結婚の希望を叶える環境づくりに努めます。 ○ 「おおさか結婚応援ネットワーク」に参加し、大阪府・各種団体と連携した結婚支援に努めます。	子ども・若者政策課
2-3-06	結婚祝品利用券の贈呈	○ 市民が婚姻届を出された場合、市内商工業者の協力により、結婚のお祝いとして結婚祝品利用券を贈呈します。 ○ 事業が継続されるよう周知を行います。	商工振興課

(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-3-07	青少年指導員活動事業	○ 市内9小学校区・1義務教育学校区から60名の青少年指導員を委嘱し、青少年の健全育成活動を行います。 ○ 地域での啓発活動や巡回活動などを行い、安全・安心に青少年が活動できる環境を整備します。	地域教育課
再掲 (1-2-60)	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	○ 制度の狭間の問題や複合的な問題を抱える要支援者に対して、関係機関と連携しながらサポートを継続して行います。 ○ 民生委員・児童委員や地区福祉委員の地域ネットワークとも連携して、要支援者を日ごろから地域で見守っていく体制を構築します。	高齢・福祉総務課
再掲 (1-2-61)	民生委員・児童委員	○ 地域での見守り、相談支援等の各種福祉活動について、情報共有や連携体制の構築等を行い、円滑に活動ができるよう支援します。	高齢・福祉総務課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
重点 2-3-08	多機関協働会議	○ 関係団体・機関など様々な主体間での連携を強化し、複雑化・複合化した課題に対応できるよう多機関協働のもと、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野を超えた包括的な支援体制の構築を推進します。	高齢・福祉総務課
重点 再掲 (1-2-62)	福祉生活相談窓口	○ 生活困窮者の抱える複合的な課題を、自立相談支援を行い、家計改善、住居確保給付、就労準備事業などを活用しながら、伴走型の支援を行います。	生活福祉課

(4) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-02)	就学就園助成	○ 奨学金や補助金を支給することで、高校・大学へ進学する若者や子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学務課

(5) 生涯学習の取り組みの推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
2-3-09	生涯スポーツの推進	○ 老若男女・障がいの有無関係なくスポーツに親しめる環境づくりをめざします。	社会教育課
2-3-10	文化教養講座事業	○ 親子で参加する講座や、子育てについて学ぶ講座、一般向けの講座を継続して実施し、講座の定着を図ります。 ○ 関連機関と連携を取りながら、ニーズに合った講座を実施し、子育て情報の発信・情報の拠点となるよう事業に取り組みます。	中央公民館
2-3-11	アゼリアカルチャーカレンダー	○ 趣味・教養や音楽などの講座を継続的に開催します。	人権・文化国際課

(6) 若者にとって魅力ある地域づくり

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-1-15)	二十歳の集い開催事業	○ 二十歳を迎えたことを祝う式典を自分たちの手で創り上げる機会として、実行委員会形式での「二十歳の集い」の取り組みを進めます。 ○ 取り組みを通して、青少年の自己実現や社会参画の意識を高める機会の提供に努めます。	地域教育課
再掲 (1-1-16)	市長と若者の対談	○ 二十歳になった若者と市長との対談を充実させていくことを通して、「こどもまんなか社会」の実現を見据えた本市の施策についての青少年の考えや意見表明の機会の充実に努めます。	地域教育課



● 子育ての経済的負担の軽減

- 妊娠・出産や子育てに必要な経済的負担の軽減に向けて、医療費や教育費など各種助成・手当等の支給及び制度の周知に努めます。

● 地域の子育て環境の整備・充実

- ひとり親が抱える課題やニーズに対応し、社会から孤立することがないように、相談支援や就労支援など当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当の活用や養育費の確保を促し、経済的負担の軽減及び生活の自立・安定を図ります。
- ボランティアの育成や子育てサークルの活動支援等により、地域における子育て支援のネットワークの充実に努めます。

● 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

- 国・府等と連携し、企業・事業所に対して、子育てと仕事を両立しながら働くことができる職場環境づくりや多様な就業形態の導入などについての啓発を推進します。

● 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

- ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の実現に向けて、理念の周知や性別役割分担意識の解消等の意識啓発に努めます。

● 次代の親を育む環境の整備・充実

- 子育てについて第一義的責任を持つ保護者が親意識を高め、親子の絆を深める機会の充実を図るとともに、保護者が抱く子育ての不安や負担感、孤立感の軽減につながるよう、地域社会全体で子育てを支援する風土の醸成に努めます。

3-1 子育ての経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-18)	児童手当	○ 児童手当について、0歳から18歳までの児童を養育している方に支給します。 ○ 制度の広報・普及に努めます。	子育て支援課
3-1-01	妊娠・出産・子育て応援事業	○ 池田泉州銀行の「妊活・育活ローン」の借入者に対し、ローン返済開始月から1年間に返済した年利2%相当額を補助します。	子育て支援課
3-1-02	保育所・幼稚園等児童エンゼル補助金交付事業	○ 0～2歳児については、保育所、幼稚園等に通う第3子以上の一部児童を対象に補助金を支給することで、家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 3～5歳児については、第4子以降の補助適用世帯に対し、給食費のうち副食材料費を補助します。	幼児保育課
3-1-03	実費徴収補足給付事業	○ 生活保護世帯を対象に実費徴収額の一部及び新制度未移行園における副食材料費減免対象制度に対する補助を行います。	幼児保育課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-1-04	多様な集団活動利用支援 給付事業	○ 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援給付を行います。	幼児保育課
再掲 (1-3-01)	幼児教育・保育の無償化	○ 国の制度である幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設の保育料無償化及び認可外保育施設、新制度未移行園の利用料の給付を行います。	幼児保育課
3-1-05	妊婦のための支援給付	○ 妊婦に対して給付金を2回に分けて支給し、妊婦等包括相談支援事業等と組み合わせて経済的支援等を実施します。	子ども未来課
再掲 (1-3-02)	就学就園助成	○ 奨学金や補助金を支給することで、高校・大学へ進学する若者や子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学務課
3-1-06	保険給付事業（国民健康保険・出産育児一時金の支給）	○ 被保険者の出産に関し、条例により出産育児一時金を支給します。 ○ 差額支給のある被保険者に関しては申請を勧奨する通知を送付し、周知を行います。	国保・年金課
3-1-07	子ども医療費助成	○ 18歳の年度末までの子どもに対し医療費の一部を助成します。 ○ 受給者が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。	保険医療課
3-1-08	未熟児養育医療給付事業	○ 種々な未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児に対して、医療費の給付を行います。	保険医療課
3-1-09	エンゼル祝品交付事業	○ 新生児を出産された方に、エンゼル祝品（第1子・2子は額面1万円、第3子以上は額面5万円の池田泉州銀行の通帳）を支給します。	総合窓口課
3-1-10	エンゼル車提供制度	○ 第3子以上を出産された方を対象に、ダイハツ工業㈱から乗用車を3年間希望者に無償貸与します。	総合窓口課

3-2 子育て家庭を支える環境の整備・充実

(1) ひとり親家庭の自立促進

自立促進計画

ひとり親家庭に対する支援は、平成15(2003)年4月に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、母子自立支援員が総合的な相談窓口として支援を図りながら、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いて総合的に施策が推進されてきました。平成26(2014)年4月には、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布され、父子家庭が支援の対象に位置づけられるとともに、ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化などが行われました。また、改正に合わせて、法律の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改められました。

令和5(2023)年12月には、「こども基本法」に基づく「こども大綱」において、子ども施策に関する重要事項としてひとり親家庭への支援が示されました。また、令和6年5月には改正民法が成立し、今後、共同親権の導入や養育費及び親子交流の規律の変更など、離婚後の子どもの養育環境が大きく変わっていくことが予想されます。

本項は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく計画として位置づけ、同法第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえながら、ひとり親家庭の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進します。

① 生活の自立支援の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-05)	母子生活支援施設入所事業	○ 特別な事情により居宅生活が困難な母子を入所させて保護し、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
重点 再掲 (1-2-52)	ひとり親家庭相談	○ 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。 ○ 支援が必要な方を適切な支援につなぐことができるよう、相談体制の整備に努めます。	子育て支援課
再掲 (1-3-07)	母子・父子住宅	○ ひとり親家庭に対し低廉な家賃の市営住宅を提供し、福祉の増進に寄与します。	子育て支援課 (都市政策課)

② 就業支援の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-11)	自立支援教育訓練給付金事業	○ ひとり親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
再掲 (1-3-12)	高等職業訓練促進給付金事業	○ ひとり親が就職を容易にする資格取得を促進するため、養成機関等で修学し、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行います。	子育て支援課
再掲 (1-3-13)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	○ ひとり親家庭の親またはその子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。	子育て支援課
再掲 (1-3-14)	母子・父子自立支援プログラム策定	○ ひとり親家庭の状況・ニーズに基づき、ハローワークと連携しながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て支援課
再掲 (1-3-16)	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センターで就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課

③ 養育費確保・親子交流の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-20)	ひとり親家庭養育費確保等支援事業	○ 離婚前や離婚後のひとり親家庭の方が抱える、養育費の確保や、親子交流の設定などの悩みに対し、弁護士・専門員による相談支援の実施や、養育費の確保に関する公正証書等作成費用の補助を行います。	子育て支援課
3-2-01	離婚後の共同養育の啓発	○ 子どもの最善の利益を考慮しながら、離婚後も父母が共同して子どもの養育に関与することができるように、養育費や親子交流に関する啓発に取り組みます。	子育て支援課

④ 経済的支援の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-19)	児童扶養手当	○ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため適正に児童扶養手当の支給を行います。 ○ ひとり親家庭等の実情を配慮し、各種手続きの負担軽減に努めます。	子育て支援課
再掲 (1-3-21)	大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談・申請受付	○ 大阪府が実施しているひとり親家庭の経済的自立を図るために必要な資金（大学の入学金や授業料等）の貸付の相談や申請受付を行います。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-22)	ひとり親家庭医療費助成	○ 18歳の年度末までの子ども及びその養育者・監護者に対し、医療費の一部を助成します。 ○ 子育て支援課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行います。	保険医療課

(2) 子育て支援ネットワークの充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-2-02	子育てサークルの支援	○ 子育て中の保護者同士が情報交換や地域の仲間づくりを行うことができるよう、子育てサークルの活動を支援します。	子育て支援課
再掲 (1-2-60)	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	○ 制度の狭間の問題や複合的な問題を抱える要支援者に対して、関係機関と連携しながらサポートを継続して行います。 ○ 民生委員・児童委員や地区福祉委員の地域ネットワークとも連携して、要支援者を日ごろから地域で見守っていく体制を構築します。	高齢・福祉総務課

3-3 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

(1) 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-3-01	事業所内保育所設置への働きかけ	○ 設置を希望する企業等への必要な案内等を行います。 ○ 施設に対して定期的に監査を実施し、保育の質の確保を徹底します。	幼児保育課
3-3-02	事業主に対する啓発活動の強化	○ 事業所を対象に、就労者が家庭生活と仕事を両立しながら十分に能力を発揮して働くことができる就労環境の必要性を啓発します。 ○ 関係機関と連携しながら事業主に対する啓発活動を強化します。 ○ 国、関係機関からのパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発を実施します。	商工振興課

(2) 多様な就労形態への働きかけ

① 労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-3-03	パートタイム労働者などの労働条件の整備	○ 事業所及び労働者を対象に、国・府等のパンフレットや資料の配布、ポスターの掲示などにより労働環境に関する啓発・広報活動に努めます。	商工振興課
3-3-04	多様な就労形態導入への意識啓発	○ 事業所を対象に、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 ○ 国、関係機関からのパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発を実施します。	商工振興課

② 就労への支援

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-3-16)	地域就労支援事業	○ しごと相談・支援センターで就労相談を実施し、様々な専門機関と相互に連携しながら、就労に向けた支援を行います。	商工振興課

3-4 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-4-01	就業と家庭責任の両立支援	○ 女性・男性が共に、働くこと、家事・育児を行うことについて平等に選択できる社会の実現に向けて、啓発を推進します。	人権・文化国際課

(2) 男女共同参画に関する啓発の推進

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-4-02	学校・園における男女平等教育	○ 全ての教育活動の中で意識啓発を充実し、市立学校園における男女平等教育の推進を図ります。	学校教育推進課
3-4-03	男女共同参画啓発事業	○ ダイバーシティセンターを拠点とし、男女共同参画の意識醸成に向けた啓発を推進します。	人権・文化国際課

3-5 次代の親を育む環境の整備・充実

(1) 市民の子育てに対する関心の醸成

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-1-07)	子ども・子育て会議の運営（「子ども条例」の普及・啓発）	○ 「子ども・子育て会議」において子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種子育て支援施策を総合的に推進します。 ○ 「子ども条例」の趣旨の理解促進を図ります。	子ども・若者政策課
3-5-01	子育てに関する情報の提供	○ 子育てに関する情報提供の充実を図ります。	子ども・若者政策課
再掲 (1-4-09)	地域住民による子育て支援の推進	○ 地域のボランティア隊員が、地域の諸活動を通じて子どもや子育て家庭の見守りや応援活動を行い、地域社会全体で子育て家庭を支えることができる社会的風土の醸成と、子どもの健全な育成に努めます。	子育て支援課
再掲 (1-4-10)	子ども110番の旗の配布	○ 「子ども110番の家」の旗の配布を行い、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、学校、地域など関係機関と連携して安全なまちづくりを推進します。	教育センター
再掲 (2-3-07)	青少年指導員活動事業	○ 市内9小学校区・1義務教育学校区から60名の青少年指導員を委嘱し、青少年の健全育成活動を行います。 ○ 地域での啓発活動や巡回活動などを行い、安全・安心に青少年が活動できる環境を整備します。	地域教育課

(2) 子育て意識・親意識の育成

① 親意識を高めるための学習機会の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
再掲 (1-5-02)	両親教室	○ より良い育児を支援するために、講義や実技を取り入れたウェルカムベビークラスを開催します。 ○ 教室の内容や運営については、参加者ニーズの対応に努めます。	子ども未来課

② 家族・親子のきずなを深める機会の充実

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-5-02	「家庭の日」 「家族の日」啓発	○ 国が推進する「家庭の日」や「家族の日」のPRに努めます。	子ども・若者政策課
3-5-03	親子ふれあいDAY助成事業	○ 毎週土曜日に本市在住者が小学生以下の子どもと同伴で入浴する場合、入浴料金の補助を実施します。	子育て支援課
3-5-04	親子無料開放	○ 指定管理者と協力しながら、親子でスポーツを楽しむことができる環境づくりをめざします。	社会教育課
再掲 (2-3-10)	文化教養講座事業	○ 親子で参加する講座や、子育てについて学ぶ講座、一般向けの講座を継続して実施し、講座の定着を図ります。 ○ 関連機関と連携を取りながら、ニーズに合った講座を実施し、子育て情報の発信・情報の拠点となるよう事業に取り組みます。	中央公民館
3-5-05	おはなし推進事業	○ 絵本の読み聞かせの実施により、子どもが絵本に親しめる機会を提供するとともに、子育て支援の一環として、親子がふれあえる場の環境づくりに取り組みます。	図書館 石橋図書館

③ 世代間交流

No.	事業名	事業内容・方向性	担当課
3-5-06	世代間交流等	○ 保育所等において敬老の集い、もちつきや正月遊びなどの行事に、在園児の祖父母を招いて参加してもらい、交流を図ります。	幼児保育課



